

公示送達書

地方税法第20条の2及び石垣市税条例第18条に基づき、下記の者に対する下記書類を公示送達します。なお、下記公告の書類は、市長が税務課納税係において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和8年7月31日

石垣市長 中山 義隆



書類の送達を受けるべき者	送達する書類名
LE MINH LOI	地方税法第329条に係る通知
黄 美玲	地方税法第371条に係る通知
コンブ・フランソワ・ギ・オーガスタン・マ	地方税法第371条に係る通知
陳 玉真	地方税法第371条に係る通知
ベンジャミン ジェラルド フィリップ ビ	地方税法第371条に係る通知
IDENBURG LIU AMALIA	地方税法第371条に係る通知
周 昱志	地方税法第371条に係る通知
リュウ・メン・チ	地方税法第371条に係る通知
リー・ウィン・シー	地方税法第371条に係る通知
王 茂丞	地方税法第371条に係る通知

(注意) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

書類の送達を受けるべき者	送達する書類名
伊波 真也	国税徴収法第131条に係る通知
杉崎 義雄	地方税法第17条の2に係る通知
梯 隆司	地方税法第17条の2に係る通知
永井 翔也	地方税法第329条に係る通知

(注意) この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。